

埼玉県済生会加須病院 看護師奨学金規程

第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院が、当院の理念及び活動方針を理解し、当院での就業を希望する後継者（看護師）を育成するために奨学金制度を定める。

第2条 (名称)

この制度の名称は「看護師後継者育成奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

第3条 (奨学生の資格)

本規程の主旨を認め、看護師の資格取得を目指し、資格取得後、当院に勤務する意志のある者で、看護学校に在学中又は、入学が決定した者を対象とする。

第4条 (奨学生の義務)

- ① 奨学生は、当院の理念及び活動方針を理解するとともに、看護師の資格取得を目標に勉学に励むこと。
- ② 奨学生は常に居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに届け出なければならない。
- ③ 奨学生は、当院より修学状況の報告を求められた場合には、これに応えなければならない。

第5条 (申請の手続き)

この規程により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して当院人事課に提出するものとする。

- ① 奨学金申請書（様式1）
- ② 振込口座届（様式3）埼玉りそな銀行 加須支店の口座をお願い致します
- ③ 本人履歴書（写真添付）
- ④ 入学及び在学証明書（特に指定なし）
- ⑤ 健康診断書（当院指定）
- ⑥ その他当院が必要と認めたもの

第6条 (審査と承認)

本規程の審査と承認手続きは以下の通りとする。

- ① 当院看護部長を起案者とし、定められた関係文書を管理運営会議に提出する。
- ② 管理運営会議は奨学金規程の適用要件にそって審査し、承認又は不承認を決定する。
- ③ 審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する。

第7条 (契約)

契約した場合は、当院と本人との間で奨学金貸借契約書を締結する。

(別紙様式 2)

第8条 (貸与基準と支払い)

奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

① 貸与期間：奨学金貸与を申請した月から卒業する月まで

(但し、初回に限っては 10 日までの申請とし、10 日を過ぎた場合には翌月分として取り扱う)

② 貸与金額：奨学金は月額 5 万円とする。

③ 貸与日：原則 25 日とし、当院が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日とする。

④ 利息：なし。

第9条 (返済)

奨学金の返済は次の通りとする。

① 当院に採用された後、奨学金貸与期間と同一の期間勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。

第 10 条 (奨学金貸与の終了と一括返済)

次の各号のいずれかに該当する場合には、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

① 採用試験の結果において、不採用となった場合。

② 看護学校を退学した場合または卒業が不可能となった場合。

③ 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞した場合。

④ 奨学金を受けた職員が奨学金貸与期間と同一の期間勤務せずに退職した場合。

第 11 条 (入職辞退)

奨学生が卒業後、本規程の主旨に反し、当院に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第12条 (資格取得できなかった場合)

卒業(必要な課程を修了)後、看護師の資格を取得できなかった場合は、1年間を限度に返済を延期できる。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚かつ当院への入職の意志がある者のみとし、これらの意志が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第 11 条と同様の扱いとする。

第13条 (特例事項)

本規程にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、管理運営会議が判断する。

(付則)

この規程は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

平成 22 年 10 月 1 日 一部変更

平成 23 年 4 月 1 日 一部変更

2019 年 4 月 1 日 一部変更 (第 10 条の①追加)

2022 年 6 月 1 日 名称変更